

気仙沼・南三陸圏域大規模氾濫時の減災対策協議会 規約

(名称)

- 第1条 この会議は、気仙沼・南三陸圏域大規模氾濫時の減災対策協議会（以下「協議会」）と称する。
- 2 この会議は、青野沢川・只越川・鹿折川・大川水系・面瀬川・沖ノ田川・津谷川水系・港川・稲淵川・伊里前川・桜川・新井田川・八幡川・水尻川・折立川水系・水戸辺川・長清水川における指定区間内の二級河川を対象とする。

(目的)

- 第2条 本協議会は、近年多発する集中豪雨により甚大な浸水被害が発生したことを踏まえ、気仙沼・南三陸圏域において大規模な氾濫が発生しても被害を最小限にすることを目標として、隣接する市町や県、国等の関係機関が連携して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的かつ計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。
- 尚、本協議会は水防法第15条の10の規定により組織する協議会である。

(協議会の構成)

- 第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。また、別表1のアドバイザーの出席を求めることができる。
- 2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 3 事務局は、協議会に諮り、第1項による者のほか、必要に応じて別表1の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。

(協議会の実施事項)

- 第4条 協議会において実施する事項は、以下のとおりとする。
1. 現状の水害リスク情報や取組状況の共有
 2. 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速なはん濫水の排水を実現するために各機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた「地域の取組方針」の作成
 3. 「地域の取組方針」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ
 4. その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項

(幹事会)

第5条 協議会の下に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。また、別表2のアドバイザーの出席を求めることができる。
- 3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 4 幹事会は協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整等を行うことを目的とし、結果については協議会へ報告するものとする。
- 5 事務局は、幹事に諮り、第2項による者のほか、必要に応じて別表2の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を幹事に求めることができる。

(会議の公開)

第6条 協議会は原則公開とする。ただし、実施内容によって、協議会に諮り、非公開とすることができる。

- 2 幹事会は原則非公開とし、幹事会の検討結果を協議会へ報告することにより公開とみなす。

(協議会資料等の公表)

第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会に諮り、非公表にすることができる。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第8条 協議会及び幹事会の庶務を行うため、事務局を置く。

- 2 事務局は、宮城県気仙沼土木事務所が行う。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、必要な事項については協議会で定めるものとする。

(附則)

第10条 本規約は、平成29年 5月17日から施行する。

平成30年 1月29日改定

令和 3年 5月27日改定

別表 1

(構成員) 気仙沼市長
南三陸町長
気象庁 仙台管区气象台 気象防災部長
宮城県 復興・危機管理部長
宮城県 土木部長
宮城県 気仙沼土木事務所長

(アドバイザー) 東北地方整備局河川部

(事務局) 宮城県 気仙沼土木事務所

別表 2

(構成員) 気仙沼市 総務部 危機管理課長
南三陸町 総務課 危機対策調整監
気象庁 仙台管区气象台 気象防災部 予報課長
宮城県 復興・危機管理総務課 総括課長補佐
宮城県 河川課 総合治水対策専門監
宮城県 気仙沼土木事務所 総括次長

(アドバイザー) 東北地方整備局河川部

(事務局) 宮城県 気仙沼土木事務所